

[異常時通報連絡の公表文（様式 1 - 2）]

伊方発電所から通報連絡のあった異常について
（令和 6 年 10 月分）

R 6 . 11 . 11

原子力安全対策推進監

電話番号 089-912-2352

- 1 令和 6 年 10 月に、安全協定に基づき四国電力株式会社から県へ通報連絡があった異常は次のとおりですので、お知らせします。

県の公表区分	異常事項	発生年月日	概要	管理区域該当	国への報告	備考
A	炉内核計装装置の不具合による原子炉停止（3号機）	6.10.2	<p>伊方発電所3号機は、定期事業者検査中において原子炉内の燃料の出力分布を測定する検査をしていたところ、炉内核計装装置が不調であったため、係員が確認し、当該装置の詳細点検が必要と判断した。</p> <p>原子炉内の燃料の出力分布を測定する検査のため、伊方発電所3号機は原子炉出力約8%を維持していたが、炉内計装盤の検出回路の一部に不具合があり、その対応に時間を要する見込みであることから、10月7日14時5分に原子炉を一旦停止する判断をした後、原子炉の停止操作を開始し、10月7日18時59分、原子炉を停止した。</p> <p>その後の調査の結果、今回の定期事業者検査で取り替えた炉内計装盤の検出回路に使用している高電圧発生基板とその接地回路の構成が適切でなかったことを確認した。</p> <p>このため、検出回路の信号を正常に測定するために、当該接地回路の改修を実施し、炉内核計装装置による原子炉内の燃料の出力分布の測定方法を変更することとして、10月16日に原子炉を起動し、炉内核計装装置により原子炉内の燃料の出力分布が正常に測定できることを確認した。</p> <p>今後、詳細を調査する。</p> <p>本事象による環境への放射能の影響はない。</p>	外	×	公表済

県の公表区分	異常事項	発生年月日	概要	管理区域該当	国への報告	備考
C	エタノールアミン排水処理装置の電解液ポンプの不具合（3号機）	6.10.16	<p>伊方発電所3号機は定期事業者検査中のところ、エタノールアミン排水処理装置の電解液ポンプAが自動停止したことから、当該ポンプのハンドターニングを実施した結果、保守員が当該ポンプの分解点検が必要と判断した。</p> <p>電解液ポンプAの分解点検を実施したところ、モータ軸に固定している駆動ユニットがポンプケーシングと接触した痕があることを確認した。接触した原因は、駆動ユニットとモータ軸を固定するネジが緩み、駆動ユニットの位置がずれたことによるものと推定した。</p> <p>その後、電解液ポンプAの部品を取り替え、試運転を実施し、運転状態に問題がないことを確認したことから、通常状態に復旧した。</p> <p>今後、詳細を調査する。</p> <p>本事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。</p>	外	×	今回公表

2 外部への放射能漏れや周辺環境放射線への影響はありませんでした。